

所管部課	総務部デジタル政策課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>市における行政事務のうち、法令に基づく事務については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の規定により、オンライン化することが既に可能となっている。一方、条例等（条例及び規則）に基づく事務については、オンライン化を可能とする通則的な条例がないため、個々の条例等で必要な規定を整備する必要がある。</p> <p>そこで、行政事務のオンライン化等を推進するため、通則的な条例を制定するものである。</p> <p>(1) 条例の概要</p> <p>① 目的</p> <p>② 定義</p> <p>③ 電子情報処理組織による申請等（市民がオンラインにより申請等ができることを規定）</p> <p>④ 電子情報処理組織による処分通知等（市がオンラインにより処分通知等を行うことができることを規定）</p> <p>⑤ 電磁的記録による縦覧等（市民が電磁的記録により縦覧等ができることを規定）</p> <p>⑥ 電磁的記録による作成等（市が電磁的記録により台帳を作成できることを規定）</p> <p>⑦ 適用除外</p> <p>⑧ 添付書面等の省略</p> <p>⑨ デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する状況の公表</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>条例等に基づく事務について、オンライン化が可能となる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年11月30日 市議会議員全員協議会で説明</p> <p>令和4年12月5日～令和5年1月4日 パブリックコメントの実施（意見なし）</p> <p>令和5年2月 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>本条例の制定後、市議会及び執行機関において、条例を施行するための規則・規程を制定する必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。